



# まちなみの保全や発展につなげるため、次の条例を制定・改正します。

## 「大村市特別用途地区建築条例」を制定しました

集約型のコンパクトなまちづくりを推進するために、準工業地域の全域に、大規模集客施設の立地を制限する条例を制定しました。これにより、準工業地域には、大規模集客施設は立地することができなくなります。

### 【大規模集客施設とは】

劇場、映画館、演劇場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車場売場その他これらに類する建築物で、その用途に使用する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるものです。

(1月4日施行)

## 「大村市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例」の一部を改正しました

土地所有者から市への提案を受けて、条例を適用する区域に、富の原2丁目地区整備計画区域(面積約1.4ha)を加えました。

### 【地区計画とは】

都市計画法に定められたまちづくりのひとつの方法で、いくつかの街区などからなる比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画です。

(平成19年12月20日施行)

## 「大村市環境保全条例」の一部を改正しました

土地の開発を行う場合は、事前に市へ土地開発協議書の提出が必要ですが、次のとおり改正しました。

### 【主な改正点】

- ①対象面積が変わります。  
改正前は、1,000㎡以上10,000㎡未満が対象でしたが、改正後は、1,000㎡以上の土地開発が対象となり上限がなくなります。(ただし、他の法律などに基づく開発行為などで適用されない場合があります)
- ②周辺地区への周知について市長への報告が必要となります。

(2月1日施行)

【問い合わせ】 都市計画課 (内線 431・432)

市ホームページでは、行事・イベントをいち早くお届けする「とれたてカメラすぽっと」を開設しています。ぜひご覧ください。

## 1/13 成人式 希望を胸に大人への旅立ち

大村市で新成人を迎えた人は1,063人、うち972人が出席して、平成20年成人式が華やかに開催されました。会場の市民会館では、写真を撮り合ったり、再会を喜ぶ新成人の皆さんの笑顔であふれていました。今年の式典は新成人の皆さんがボランティアスタッフとして協力し、山下真愛さん(協和町)が司会を務めました。「新成人の誓い」を岩永祐太さん(沖田町)と杉本美樹さん(松並2丁目)が堂々と発表。また「新成人の主張」は、森珠央さん(玖島3丁目)が華麗なピアノ演奏を披露しました。

※3月号で新成人と市長との座談会を掲載します。



左：「新成人の主張」森さん  
中：「新成人の誓い」岩永さんと杉本さん  
右：司会の山下さん



## 1 / 8 消防出初式 1年間の無火災を願って

年始恒例の消防出初式が各消防団や消防署などが参加して行われました。市民会館で消防功労者に対する表彰などが行われたあと、幼年消防クラブの子どもたちや消防団員などが勇壮に分列行進。最後は大上戸川護岸から空に向けて一斉放水し、1年間の無火災の決意を新たにしました。

※表彰者は3月号に掲載します。



## 1 / 6 第4回カキまつり

### 大村湾の冬の味覚を堪能

大村産のカキを広く知ってもらおうと、恒例となった市漁協主催の「カキまつり」が馬場先波止(松山町)で開かれ、多くのお客さんでにぎわいました。大村産のカキは臼島沖で養殖されており、新しい冬の味覚として定着してきています。会場内にはカキを焼く香ばしい匂いがあふれ、焼き上がったぷりぷりのカキをおいしそうに食べていました。同漁協では2月24日までの毎週日曜日、同会場でカキなどの直売とカキ焼きコーナーをオープンすることになっています。

